

18-5 内装仕上げ施工職種(カーテン工事作業)

2010.1.22

作業の定義	カーテンの取付け場所の確認及び採寸、カーテンの製作、カーテンレールの施工、カーテンを取り付ける等の作業をいう。
必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)	<p>(1)カーテン工事作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①採寸及び要尺作業 ②裁断作業 ③縫製作業 ④取付け作業 <p>(2)安全衛生作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③内装仕上げ施工職種の各作業に必要な整理整頓作業 ④内装仕上げ施工職種の各作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業 <p style="text-align: right;">} ※</p>
関連作業、周辺作業(上記必須職種に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)	<p>(1)関連作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①プラスチック系床仕上げ工事作業 ②カーペット系床仕上げ工事作業 ③鋼製下地工事作業 ④ボード仕上げ工事作業 ⑤作業現場での揚重・運搬作業 ⑥足場・構台・棧橋等の架設作業 ⑦作業工程管理業務(工程管理、器工具の保守・管理、材料・資材管理、機械のメンテナンス) ⑧各種揚重運搬機械の運転作業(各種機械装置に応じて特別教育、技能講習等が必要。) ⑨玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) <p>(2)周辺作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施工材料、施工用機材等の運送作業 ②施工材料、施工用機材等の揚重・運搬作業 <p>(3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>
使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)	<p>①カーテンの材料(一つ以上必ず使用すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.繊維の種類(天然繊維、化学繊維) 2.織物の種類(平織物、綾織物、朱子織物) 3.生地の種類(厚手生地、薄手生地、ケースメント、レース) <p>②取付け用材料(一つ以上必ず使用すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.カーテンレール 2.カーテンボックス 3.開閉及び昇降用装置 4.付属品(アジャストフック、ウェイト、芯地、ウェイトテープ、はとめ)
使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)	<p>①内装仕上げ施工職種共通器工具(必要に応じて使用すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.カッターナイフ、スケール、千枚通し 2.ケレン棒、はさみ、くしごて、星突き 3.へら、刷毛、ハンドローラ、スクレーパ 4.チョークリール、玄能、脚立 5.グラインダ、かんな 6.トーチランプ、電気ドリル 7.エア・コンプレッサ、タッカ 8.コンパス、ボードやすり、ハンドサンダ <p>②カーテン工事作業用器工具</p> <p>(1)カーテン裁断及び縫製用機械・器工具等</p> <ul style="list-style-type: none"> 1及び2を必ず使用し、(ミシンの種類は問わないが必要なミシンを必ず一つ以上使用すること。)、3から6は必要に応じて使用すること。 1.カーテン縫製用ミシン(本縫いミシン、掬い縫いミシン、ロックミシン、自動ひだ縫いミシン等) 2.縫製用ミシン付属品 3.裁断機(自動裁断機、丈切り裁断機、要尺カット機) 4.プレスアイロン 5.検品機 6.形状安定装置 <p>(2)カーテン取付用器工具(必要に応じて使用すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.高速カッタ 2.電動ドライバ 3.ハンマ
製品の例	カーテン工事作業の結果が製品である。
移行対象職種・作業とはならない作業例	<ul style="list-style-type: none"> 1.壁装作業 2.カーテンウォール施工作業 3.サッシ施工作業 4.材料・資機材の揚重運搬のみの作業 5.廃材処理作業 6.カーテンの縫製作業のみの場合